

深川市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月12日

深川市長 田中昌幸

深川市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深川市のスポーツ指導者（以下「指導者」という。）を発掘・育成し、市民のスポーツ振興に資することを目的に、各種スポーツ活動に必要な指導資格等の取得にかかる経費の一部に対し助成金を交付することについて、深川市補助金等交付要綱（昭和51年5月25日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成要件等)

第2条 助成要件、助成対象資格、助成対象者、助成対象経費及び助成金の額等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、深川市スポーツ指導者資格取得助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定資格試験及び講習会等要項
- (2) 修了証及び合格証の写し又はそれに類する書類
- (3) 対象経費の領収書の写し
- (4) 競技団体等の推薦書（別記様式第2号）
- (5) その他市長が必要とする書類

(交付決定通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付することが適当であると認められるときは深川市スポーツ指導者資格取得助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、助成金を交付することが適当でないとき認められるときは深川市スポーツ指導者資格取得助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

(交付請求)

第5条 前条の規定により助成金の交付の決定通知を受けた者は、深川市スポーツ指導者資格取得助成金請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第6条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 深川市補助金等交付要綱又はこの要綱に違反したとき。

- (2) 指導者として不相当と認められる事実が判明したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (4) その他市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年6月12日から施行し、令和5年4月1日以後に取得した助成対象資格に係る助成金について適用する。

別表（第2条関係）

助成要件	<p>次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請時に深川市に在住し、当該年度内に対象資格を取得（合格）した者 (2) 市内スポーツ団体に所属し、所属団体から推薦を受けた者 (3) 深川市の要請に応じ、深川市スポーツ推進委員として活動するほか、深川市のスポーツ関連事業等に協力できる者
助成対象資格	<p>次の各号のいずれかの資格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体が認定する資格 (2) 公益財団法人日本レクリエーション協会及びその加盟団体が認定する資格 (3) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及びその加盟団体が認定する資格 (4) スポーツなどに関する公益法人などが認定する資格 (5) その他市長が特に認めた資格
助成対象者	<p>助成要件を満たす次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新規資格取得者（初めての指導資格・ライセンス等の取得を目指す者） (2) 有資格指導者（さらなる上級資格・ライセンス等の取得を目指す者）
助成対象経費	<p>認定資格取得のため受講が義務付けられた講習会などの参加に係る経費及び認定資格取得に係る経費（受講料・負担金・資料代などの参加料、認定資格登録料など）。ただし、任意の宿泊・交通・食事などの経費は助成の対象外とする。</p>
助成金の額等	<p>助成金の額：助成対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 助成金額の上限：各認定資格につき1人当たり25,000円 助成回数の上限：1人当たり同一種目に対し2回 同一団体への助成人数の上限：各年度2人</p>